

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和8年6月5日

秋田県監査委員 原 幸 子  
秋田県監査委員 石 田 寛  
秋田県監査委員 嶋 貢 節  
秋田県監査委員 佐 藤 節  
財 44  
令和8年4月20日

秋田県監査委員 原 幸 子  
秋田県監査委員 石 田 寛 様  
秋田県監査委員 嶋 貢 節  
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋田県知事 鈴木 健 太

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年3月12日付け監委一1355で通知のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立療育機構	所管課名	障害福祉課
監査年月日	令和8年1月22日		
(指摘事項) 臨床検査業務委託において、契約内容と異なる請求に基づき支払いを行っているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に処理すること。			
(所管課措置状況) 本件指摘を受け、法人において網羅的な調査が行われた結果、判明した執行差額130,152円について精算済みであることを確認いたしました。 法人において、担当部門と事務部によるダブルチェック体制を構築するなど、再発防止に向けた事務手続きの改善が図られております。 当課といたしましては、今後も法人の業務執行状況を注視し、契約内容に沿った適正な会計処理が行われるよう、適切に監督してまいります。			